

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する同条第1項）の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和7年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ大津唐崎店

2 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社クスリのアオキ 午前9時30分から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場 午前9時から午後9時30分まで 隔地駐車場 午前9時から午後9時30分まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社クスリのアオキ 午前9時から午後9時45分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場 午前8時30分から午後10時まで 隔地駐車場 午前8時30分から午後10時まで

3 変更年月日 令和7年8月9日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木宏憲

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,359 m<sup>2</sup>

(3) 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 48台

(4) 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 39台

(5) 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 36.0 m<sup>2</sup>

(6) 廃棄物等の保管施設の位置および容量

ア 廃棄物保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 40.5 m<sup>3</sup>

イ リサイクル品保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 4.5 m<sup>3</sup>

(7) 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の店舗図面記載のとおり 2箇所

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

5 届出年月日 令和7年8月8日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和7年9月2日から令和8年1月5日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年1月5日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号